

答 申 書

(答申第122号)

令和4年7月14日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が公文書全部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和3年4月8日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

- (1) 2021年2月12日にあった杉本達治知事と電力事業者の〇〇〇社長、資源エネルギー庁の〇〇〇長官による面談（〇〇〇〇経済産業相はリモート参加）について、事前の準備、当日の面談の記録、外部への報告などのために県が作成、入手した文書やメール等、一切の記録
- (2) 電力事業者の原子力発電所から出る使用済み核燃料の中間貯蔵施設に関連して、福井県が作成または電力事業者や経済産業省などから入手した文書やメールなどの一切の記録。期間は2020年10月以降

2 実施機関の決定

実施機関は、令和3年5月21日付け原第210号により、次のとおり公文書全部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

ア. 請求（1）について

番号	公文書の名称	決定内容
1	予告票（2021年2月12日〇〇〇〇株式会社）	全部公開
2	プレスへのお知らせ（2021年2月12日経済産業省）	
3	お知らせ（2021年2月12日原子力安全対策課）	
4	杉本知事と〇〇大臣・〇〇長官・〇〇社長の面談 （2021年2月12日面談記録）	
5	県議会議員への面談概要送付	

イ. 請求（２）について

番号	公文書の名称	決定内容
1	社長訪問スケジュール（2020年10月14日）	全部公開
2	予告票（2020年10月13日〇〇〇〇株式会社）	
3	お知らせ（2020年10月13日原子力安全対策課）	
4	電力事業者〇〇社長 杉本知事への面談 （2020年10月14日面談記録）	
5	お知らせ（2020年10月15日原子力安全対策課）	
6	資源エネルギー庁〇〇長官と杉本知事との面談 （2020年10月16日面談記録）	
7	電力事業者団体当番社長会見記録（中間貯蔵施設関係）	
8	お知らせ（2020年12月25日原子力安全対策課）	
9	お知らせ（2020年12月25日原子力安全対策課）	
10	櫻本副知事と電力事業者〇〇原子力事業本部長の面談 （2020年12月25日面談記録）	
11	櫻本副知事とエネ庁〇〇電力・ガス事業部長の面談 （2020年12月25日面談記録）	
12	県議会議員への面談概要送付	
13	予告票（2021年2月12日〇〇〇〇株式会社）※再掲	
14	プレスへのお知らせ（2021年2月12日経済産業省）※再掲	
15	お知らせ（2021年2月12日原子力安全対策課）※再掲	
16	杉本知事と〇〇大臣・〇〇長官・〇〇社長の面談 （2021年2月12日面談記録）※再掲	
17	県議会議員への面談概要送付 ※再掲	

3 審査請求

審査請求人は、令和3年6月18日、本件処分について、請求内容に該当する公文書が公開された文書のみとは考えにくいとして、あらためて公文書を特定することを求めて裁決をすべき行政庁（福井県知事）（以下「行政庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

行政庁は、令和3年10月4日付け原第355号にて、条例第18条第1項の規定に基づき、当審査会に対して、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、請求内容に該当する公文書が公開された文書のみとは考えにくいため、あらためて公文書を特定することを求めることである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および令和3年10月21日付け意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 公開文書が既に公開されている情報のみであることについて

公開された文書に記載されている内容は、すでにオープンになっている情報しか含まれていない。

実施機関は「該当する文書はこれだけ」と説明しているが、該当する行政文書が、すでに公開されている情報のみに限られているとは考えにくい。もし事実であれば行政機関の文書主義を著しく逸脱するものと考えられる。

稼働から40年を超える原発の再稼働について福井県知事は2021年4月28日に同意を表明したが、そこに至るプロセスについては、広く国民の評価を受けるべきである。

(2) 公開文書に係る審査会の評価等について

開示を請求したような重要な案件で、組織として管理している文書がすでにメディアに公開されている情報のみであるという現状を審査会としてどのように評価しているのか。

情報公開条例の解釈運用基準が、国民がアクセスできる県の内部情報に大幅な制限をかけているものとする。職員が公務で作成した行政文書はすべて「職員個人が保有している段階のもの」を超えて、組織として管理され、国民は知る権利を使ってアクセスできるようにすべき。そうしなければ、記録は散逸して事後の検証がされにくくなる。都合よく「組織として管理している状態」などと切り分けるのではなく、公務で作成したものはすべて開示請求の対象となるよう、大幅な運用の改善を求める。

第4 実施機関の説明

実施機関の弁明書および当審査会が行った実施機関からの説明聴取で確認した本件処分
の理由は、要約すると次のとおりである。

1 公開文書が既に公開されている情報のみであることについて

(1) 県内部における文書の作成状況

中間貯蔵施設に関する情報（以下「本件情報」という。）は機密性が高く、機微な
情報であった。関係者の理解を得るためには、電力事業者や国が考えていることをい
つ、どこで公表するかが重要なポイントであった。過去に情報が漏れ、関係者が混乱
した事例もあったことから、意図していないタイミング・内容で公に出ることを避け
る必要があり、本件情報については他の案件と区別して特に情報管理に慎重を期し
た。

そのため、検討や協議は担当管理職や幹部職員のみで実施した。その際、新聞記事
やインターネット記事など公になっている資料や個人メモをもとに口頭で行い、指示
も口頭で行われた。会議記録は作成せず、個人メモも用途が終われば処分した。

(2) 電力事業者や省庁とのやりとりに係る文書の作成・取得状況

電力事業者や省庁とは各々特定の管理職が対応したが、事務的なやりとりは担当者
が対応した。手段は、電話、メール、面談により行った。機密性が高く、機微な情報
であったため、個人のメモやメールは用途が終われば処分し、情報共有は口頭で行っ
た。プレス発表資料は残っているが、すべて公開している。

(3) 公開する公文書の特定状況

条例第2条第2項において、『「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、
または取得した文書、図画および電磁的記録であって、当該実施機関が管理している
もの』と定義されている。

また、「当該実施機関が管理しているもの」とは、条例の解釈運用基準において、
作成または取得に関与した職員個人が保有している段階のものではなく、実施機関が
業務上の必要から組織として管理している状態にあるものとされている。

こうした定義に従って、該当する公文書はすべて特定している。

なお、公開請求内容の(1)については、面談の相手方・日時・面談内容の記録を作
成し、組織として管理している。これにより、面談の趣旨および面談者の発言等を事後
的にも確認、検証できるようにしている。

公開請求内容の(2)については、2020年10月14日の知事と電力事業者との
面談他4件の5度にわたる面談の記録を作成し、組織として管理している。これによ
り県と電力事業者、国との面談の趣旨、発言等が事後的にも確認、検証できるように
している。

実施機関として事務処理過程において作成すべき文書は作成し、公開すべき文書を
すべて特定した上で、今回、公文書公開決定を行っており、文書主義を逸脱するとい
う審査請求人の主張はあたらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断した。

1 本件処分について

実施機関は、作成すべき文書を作成し、公開すべき文書をすべて特定した上で全部公開決定を行ったとしている。

これに対して、審査請求人は、本件処分について、請求内容に該当する公文書が公開された文書のみとは考えにくいとして、あらためて公文書を特定することを求めていることから、以下、当該請求に係る公開すべき公文書の特定、すなわち、その有無について検討する。

2 公開すべき公文書の特定について

当審査会は、県内部における検討・協議の有無や方法、参加者、資料等作成の有無、文書の保存状況等の点、また、電力事業者や省庁とのやりとりの方法や参加者、資料等の作成・取得の有無、文書の保存状況等の点について、実施機関からの説明聴取を行った。

それによれば、本件情報は機密性が高く、機微な情報であったこと、関係者の理解を得るためには、電力事業者や国が考えていることをいつ、どこで公表するかが重要なポイントであったこと、過去に情報が漏れ、関係者が混乱した事例もあったことから、意図しないタイミング・内容で公に出ることを避ける必要があり、実施機関において、本件情報については他の案件と区別して特に情報管理に慎重を期した。

そのため、検討や協議は担当管理職や幹部職員のみで、新聞記事やインターネット記事など公になっているものや個人メモ等をもとに、口頭で行い、指示も口頭で行われた。会議記録は作成せず、個人メモ等は用途が終われば処分したということであった。

この実施機関の説明に関しては、中間貯蔵施設に関する問題が、世間の耳目を集める非常にデリケートな問題であったということや、当時の新聞記事により発表前の情報が報道された事例が発生していたことを確認できることに鑑みれば、再発防止のため公文書の作成・管理を最小限にとどめ、特に情報管理に慎重を期したいという考え方が理解できないわけではない。

また、実施機関の担当管理職や幹部職員のみが口頭等で検討・協議を行い、文書を作成しなかったという説明に反する事情も認められない。

したがって、該当する公文書はすべて特定しているとする実施機関の説明は、以下の4に記載のとおり意思決定に至る過程の文書を作成・保存すべきであったことの当否は別として、事実関係の説明として特段不合理な点は認められない。

3 実施機関の行った本件処分について

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当であると判断し、冒頭の第1の結論に至った。

4 付言（公開文書が既に公開されている情報のみであることについて）

今回、審査請求で取り上げられ、組織管理している文書が既に公開されている情報のみであることに関して、実施機関が本件情報の機密性や機微性を重視するあまり、検討や協議、指示等に係る意思決定に至る過程の文書を作成・保存しなかったことは、必ずしも適切であったとは言いがたい。

今回の説明聴取を通じて、実施機関においては、県政の重要課題とも言うべき本件情報のような機密性や機微性を有する情報であっても、文書主義の考え方を踏まえ、事後的な検証の観点を意識しつつ、意思決定に至る過程の文書を含め作成すべき文書は作成し、また、作成した文書について組織として保存すべきものは保存した上で、適切な管理を徹底することとすべきである。

そして、そのように作成・保存した文書について情報公開請求があった場合には、条例に従い、個人を識別することができる情報や、法人等の正当な利益を害するおそれのある情報、国や県などの事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報など、条例第7条各号（非公開情報）に該当するか否かを適切に判断することにより、対応すべきである。

今後、実施機関においては、公文書は政策の立案過程や事業実績の検証に必要な県民共有の財産であるとの認識をもち、その歴史的価値も常に念頭に置いて、文書の作成・管理を行うよう要請するものである。

5 付言（本県情報公開制度の運用について）

審査請求人は、意見書において、公文書の定義として「実施機関が業務上の必要から組織として管理している状態にあるもの」（以下「組織共用性」という。）を要件とする本県条例の解釈運用基準が、県の内部情報への国民のアクセスを大幅に制限していると主張している。

この点、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）では、行政文書について「行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」と定め、いわゆる「組織共用性」を要件としている。また、宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕52頁」によると、「組織共用性」を要件とする理由について、「組織として業務上の必要性に基づいて保有しているものが対象になれば、アカウントビリティという観点からは、通常必要十分といえるし、組織共用文書以外の個人的メモ等まで対象とした場合、メモの作成を躊躇して、適正な事務処理を妨げたりするおそれもある。」としている。

また、他県の情報公開条例や解釈運用基準等（以下「情報公開条例等」という。）を確認しても、本県を含む全ての県において「組織共用性」を公文書の要件としている。

これらに鑑みると、当審査会としては、本県の解釈運用基準が、国の情報公開法や他県の情報公開条例等と較べて特段制限的であるとは言えず、妥当性を欠くものではないと判断する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3年10月 4日	・ 諮問書の受理
令和 3年12月 8日	・ 審議（第1回）
令和 4年 2月10日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第2回）
令和 4年 3月24日	・ 審議（第3回）
令和 4年 5月26日	・ 審議（第4回）
令和 4年 7月14日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 寄 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	